

明治期東京ベイ・スパ・リゾートへの 投資リスク

—“奇傑” 木村莊平による大規模観光経営・芝浦鉱泉旅館の興亡を中心に—

Investment Risk of a Spa Resort along the Tokyo Bay in Meiji Era: Focusing on Collapse Case of the Shibaura Spa and the Neighbouring Hotels Developed & Managed on a Large Scale by Shohei Kimura, Aggressive Capitalist of Tourism

小 川 功

Isao OGAWA

要 旨

山手線の田町・品川間の南側・芝浦海岸に芝浦鉱泉・芝浦館・芝浜館という大規模な海浜リゾート施設が存在した。芝浦鉱泉そのものは明治20年代はじめに発見されたが、折からの鉱泉ブームの中で欲に目の眩んだ複数の発見者・出願者間の醜い内紛が続いたため当局も許可を与えず、計画はながらく頓挫した。この鉱泉計画に興味を持ち、内紛を調停し、建築資金も拠出したのが早くから芝浦に進出していた大手食肉業者の木村莊平であった。彼は東京に「いろは牛肉店」を約20店も展開する大手の食肉・料飲業者でもあった。木村の大口出資により明治28年鉱泉浴場と旅館が開業、その後も次々と設備が拡張され、大規模な海浜リゾート施設が明治30年代にほぼ完成し、夏の海水浴などに多くの利用者を獲得した。

いろは各支店の売上は芝浦旅館にあった本部に集め、肉、酒等の大口支払を一手に行い、各店は小口支払だけを分担する中央集権的な「綜合家政」システムを採用していた。しかし数多くの牛肉店、旅館等を厳しく監督しつつ経営してきた家父長的独裁者の木村が明治39年急死すると、タガの緩んだ後継者の長男夫婦は経営を顧みず贅沢三昧に走ったため、先代が築いた堅固な家政システムも崩壊、結局次々に牛肉店を売り払い、旅館も倒産させてしまう。末期には取引銀行たる農工貯蓄銀行による不当貸付事件も発生して、関係者が司法的な追及を受けるまでに至った。また最大の売り物の芝浦海岸の風光美も明治末期には埋め立てで失われたことも旅館経営が行き詰まる要因ともなった。今ひとつ、先代の特異な性格に起因する同族間の複雑な家庭関係が30余人もの多人数の異母兄弟間の軋轢や相互不信、ひいては経営意欲の低下・喪失を招いたマイナスの側面も否定出来ない。

はじめに

「芝橋で電車を降りて、ガードを越して行って、突き当たると、そこが料理の芝浦館という家だった。その向って左手につづく旅館の芝浜館—もと後藤象次郎伯の別荘—の玄関までは、双方込めると間口が一町ほどあった。そして家からすぐ品川の海で、近づくとうんと磯の香りがした。…長い廊下をいく曲りもして、行くと、そっち〈芝浜館〉はさすがにもと政界知名のひとの別荘だったというだけに、木口が違った。海に面して庭も広くとってあって、一面に芝生が生い、庭木もところどころに配置よく植え込まれていて、趣きがあった」⁽¹⁾ (宴, p33～4) 「両国の家にも若い女中はたくさんいたけれど、この芝浦の料理屋のほうでは女中の…容色もこのほうが勝ち、身なりもずっと品がよかった。…それに旅館を兼ね、その旅館も近くの海ぎしに出る鉱泉を引いて、蒸気で沸かしている湯のある温泉旅館の態をも具えた旅館にここではなっていた…日の暮れがたに、海から夕暗が迫って来るころ、ぱっと室内に華やかな電気が点って、料理の出はじめるそちこちの室に、ぴいんと、そろそろ調子を合わせる三味線の音締めがしだしたり、つづいて太鼓のぱち音が聞こえだしたりして来るひとときは、この狭斜でのなにか日ごとのうちの妖ましいひとときになる。」 (宴, p43)

これは「学業ををへたる後、今は兄君莊蔵氏を補けて家業に励み」(伝, p45)、「兄のいるこの料理旅館と、母の住む、私の育った家のあいだを、そのときどき次第に、行ったり来たりして過ごす」⁽¹⁾ (宴, p43) 木村艸太⁽²⁾の私小説の明治末期回想の一節である。

かつて山手線の田町と品川の間を鉄道線路のすぐ南側・芝浦(写真-1)の「海に臨む高い石崖」(S308.19 読売⁽⁶⁾)に「本芝浦鉱泉浴場 御料理御旅館 芝浜館」⁽³⁾と大きく書かれた芝浦鉱泉・芝浦館・芝浜館(写真-2)という著名な海浜リゾート施設が存在した。

明治29年発行の『東京自慢名物会』⁽⁴⁾には「芝浜館」が、東都の一名物として当時料理店の筆頭に位置づけられていた老舗中の老舗の八百膳(浅草)など東京自慢名物会員とともに、豊原國周(1835-1900)筆になるの大判錦絵102枚が貼り込まれている。なんらかの協力金等を出版元に支払ったにもせよ、少なくとも「芝浜館」が上記の著名百余店の中に堂々と選定されていたことが判明する。この芝浜館には著名人として朝鮮王族の義和宮⁽⁵⁾が長期に滞在し、宿料として大枚百八十八円也を支払ったほどの豪華宿舎でもあった。

筆者は既に東京ベイ・リゾートの先駆形態として三田浜楽園を取り上げ、また大都市近傍のいわゆる“擬似温泉”として嵯峨嵐山(現京都市右京区)の「嵐山温泉」、東京市本所区(現東京都墨田区)の「向島有馬温泉」⁽⁶⁾などを紹介しつつあるが、本稿では東京市芝区(現東京都港区)という現在の都心部に存在した芝浦鉱泉という「鉱泉を引いて、蒸気で沸かしている」“擬似温泉”の発見から消滅までの足跡を当該経営者一族の書き残した回想記に依拠し、可能な限り探索することとした。一般に消滅した“擬似温泉”の多くは零細かつ個人経営のため、その消息を現時点で



写真－1 尾形月耕画「芝浦」(『新撰東京名勝画譜全』明治41年)



写真－2 芝浦鉱泉・芝浦館・芝浜館(『東京案内』明治40年)

遡及することは当然に至難の業である。筆者がこれまで取り上げ得た事例は幸いにも法人形態を採用した時期があるため、ある程度概要を辿る糸口が得られた。芝浦鉱泉の場合も当初は株式会社として出発したことのほか、実権者・経営者が財界人としても当時著名な人物であり、かつ一族から文筆の才ある芸術家多数を輩出した家系であるなどの諸事情が調査上に大いに幸いした。なお“擬似温泉”の意義と展開並びに経営リスクは別の機会に総論的に論ずる予定である。

1. 芝浦の風光と料亭・旅館

広重(1797-1858)の江戸近郊八景の8枚揃の連作のうちの大判錦絵「芝浦晴嵐」は芸術性の高さで広重の代表作として知られる。広重の錦絵にも取り上げられた海浜の勝地・芝浦周辺の料亭旅館の明治維新後の動向としては明治10年ころ早くも「芝浦料亭旅館は塩湯で客を呼ぶ」^[7]とされ、15年夏「東京芝、新浜町に、海水温浴場を始め」^[8]たとの説もある。これよりも早く12年の「東京繁盛 温泉」番付には芝金杉の海水温浴場として「シバカナスギ 潮温泉」^[9]が東の小結にランクされている。また13年には芝の若松舎が「官許海水浴…今般海水汲取方便宜の地所を得、清潔を旨とし純粹なる海水浴場を設け以て諸客をして健康保全ならしめんと欲す…但し上等坐舗は追て補理候事。芝区芝田町五丁目三番地 竹芝の浦 若松舎」(M13.9.7 読売④)と「官許海水浴」場を公式に開設した。また14年には芝高輪あたりに「海水浴といふ温泉が有」(M14.9.21 読売②)るとの記事も見られる。我が国最初の海水浴場がどこかについては14～5年開始の各地に諸説あるが、少なくとも12年の芝金杉「潮温泉」や13年の「竹芝の浦 若松舎」、14年の高輪「海水浴」など芝周辺の潮湯・海水浴場が先行している。

22年4月刊行の『東京漫遊独案内』には芝浦周辺の料亭旅館として「○蒲焼 金杉四丁目松きん、○活魚御料理 金杉浜町 大野屋、○料理 金杉浜町 見晴亭」^[10]、25年の芝浦海水浴場の広告には「御旅館 国会新聞第二百七十二号雑報欄内ニ於テ、当館ヲ世ニ紹介シテ曰ク『芝浦ノ眺望ニ妙ヘナルハ言フマデモナク、近クハ七砲台、遠クハ房総、風帆沙島、歴々数フヘク、又観月ヲ以テ名古来高シ。芝浦海水浴場ハ、是等眺望ノ中心ヲ占メテ撰養ノ勝地ナルモ、世人夏期納涼ノ佳ナルヲ知テ、未タ秋冬ノ雅致ヲ知ラス云々。己下溢美ニ見ユルカ如クナルヲ以テ略ス』ト。子爵福羽美静^[11]君歌アリ曰ク『しはしはに入り試みておもふかな、芝のしほ湯にまさる湯ハなし』ト。今記シテ以テ広告ニ代ヘ、敢テ自ヲ称セス。新橋停車場ト相距ル南方十五丁海浜 芝浦海水浴場 芝区新浜町一番地 鐘江力

電話 既ニ申込タルモ電務局ノ都合ニヨリ実行ハ来春三月己後也」^[12]と、芝浦海水浴場の旅館主・鐘江力が「芝のしほ湯」を大いに宣伝している。29年芝浦に開業した料理屋海老徳新築の動機は本稿主題の「木村なながしが本芝に始めたる鉱泉料理」(M30.1.28 東朝④)の成功に刺激された勝ち気な女将の思惑が具体的に判明する例である。34年刊行の『東京名物志』は「往時金杉の勝を説く者なかりしに、今は熱鬧の境に變じ、旗亭酒樓薨瓦相映ず」^[13]と芝浦の活況を述べ、同年刊行の『新撰東京名所図会』も「芝浦風光の尤絶なる地を相し、芝橋を中心として海岸到る処、高樓を起し、酒亭を構へ、簾を捲けば…芝浦の風光を愛し、その海味の鮮なるを賞して貴賤多く芝浦に酌むもの故あるかな…松金は芝橋の袂にあり。大野家、見晴亭、芝浦海水浴は入間川の東、鉄道線路の踏切を踰へて樓、海岸に聳ゆ。大光、芝浦の二館は川を隔てて其の西に在り。共に海岸にして、舟を繋ぐを得べし。殊に大光館は其逕鉄軌の下に通ず」^[14]と各店舗の状況を詳

しく紹介する。45年5月の『東京近郊遊覧案内』には生洲、竹芝館、見晴亭など「芝浜にあり、品海眺矚の美を占断し夏涼冬暖、春朝夕の清遊に適す」¹⁰⁵と美辞麗句を連ねて紹介されている。これは明治39年から明治末期にかけて芝浦の美しい砂浜がゴミや廃棄物によって無残にも埋立てられて間もなく姿を消す直前の名残の様子を描写したものである。ちなみに案内書掲載の常連だった芝浦館・芝浜館の名はすでにない。

2. 芝浦鉱泉の発見・出願の経緯

芝浦鉱泉発見・出願の文書や記事を以下年代順に列挙する。

「明治二十二年中…偶然砒泉ノ湧出スルヲ発見」（市史、p142）、「芝浦海岸に鉱泉を発見す。先頃本芝なる鹿島神社脇（鉄道線路外れの海岸）に於て鉱泉の湧き出づるを見出し、同区田町一丁目四番地の杉浦寛齋外二名より其分析を内務省に出願し…其鉱泉上数坪の地所拝借の儀を東京府庁に出願せりといふ。今右鉱泉試験の効能を聞くに、僂麻質斯及び筋骨の病、婦人下の病等に尤も適当なる由なり」（M23.7.14 読売②）

当初「本芝四丁目海面鉱泉涌出地借用願」の出願者が複数重複したため、「自余一団ト相成、更ニ出願候様」（市史、p148）に説諭し、24年10月3日「東京府庁及鉄道庁等に於ては右紛議の爲め一度願書を却下」（M26.11.2 東朝）したが、2年後の26年6月頃「芝の鉱泉紛議落着」（M26.11.2 東朝）し、6月21日付で「芝区本芝四丁目鉄道敷地内ニ於テ、砒泉ノ汲取ヲ許可」（市史、p141）された。「芝区本芝四丁目鉄道線路波除構内に湧出する鉱泉汲取の事に関し、数年来同区医師高橋（胖）、中山（虎力）二氏と大久保（杉松）、鳴門（義民）二氏の間紛紜ありしが、今回双方熟談の上、一の温泉場を建設することに決したる由」（M26.6.3 読売③）

ここまでは荘平の名前は登場して来ないが、26年9月9日「管ヲ以テ…砂中ヲ…木村荘平所有地迄該管延長仕度…地主連署ヲ以テ奉願上」（市史、p158）った「追願」に「右地主木村荘平」として初めて出願者の末尾に名前が出てくる。同年9月21日「今回更ニ中沢彦吉¹⁰⁶、木村荘平ノ両名ヲ加盟為致…拡張仕度」（市史、p162）汲取事業人に加わり、「此六名同様ノ義務ヲ負担スベキ義ト心得ベシ」（市史、p165）と指令された。

「本芝浦の鉱泉 芝区本芝浦四丁目鉄道線路敷地下の海面より湧出する鉱泉は去る二十二年中発見したる者なれど、湧出口は鉄道庁の所管に属し、且つ当時湧出の量又は衛生向の効否等分明せざる爲め、其俣となり居りしが、本年九月十八日其筋に於て実検せしに、右は全く冷鉱泉にして、格魯兒、硫酸其他を含有し、僂麻質斯其他に効能あること分明したるより、同区の木村荘平、高橋胖等より鉄道庁に出願し、認可を得たれば、本芝浦一丁目に引水し、鉱泉浴場を設置せんとて目下計画中の由なるが、同所は海面に突出し居る故、空气清新にして眺望頗る佳なりといふ」（M26.11.2 東朝②）

「鉾泉場出願者府庁を騒がす 芝区本芝四丁目鉄道線路脇なる鉾泉場設置に関しては其出願者たる高橋胖，中山虎力，上原半之助，鳴門義民の四氏と大久保杉松，泉名せい二名との間に於ては五ヶ年来紛議ありしが，東京府庁及鉄道庁等に於ては右紛議の爲め一度願書を却下せしも，此頃双方熟議の上再び出願したるにより昨日指令に及ばれ，ために双方打揃って府庁へ出願せしが，其許可命令書の下附あるや否や，願人の内泉名せいの代人深津弥吉，大久保杉松の代人同人妻某の二名は該命令書を引攫って逸早く逃走せんとせしより，他の四名は之れを取押へ押問答を始めて，逃げつ押へつ殆んど三時間余の混雑を引起し，門番巡査等は之れを制止するも中々聞入る模様なく，其内府庁第二課員等も立出で種々説諭をする処あり，漸く二名より四名に対し命令書の預書を出す事をなし落着したる由」(M26.6.27 読売③)

3. 実権者・経営者の木村莊平

木村莊平(芝区三田四国町2番地)はいろは牛肉店，いろは合名会社(「諸獣屠肉ノ販売其他畜産ニ関スルー一切ノ事業」)業務担当社員(諸 M28, p57)，東京諸畜肉商組合頭取(要 M34, 役 p380)，明治13年屠畜市場を開設した「本芝一丁目の店子六十七戸へ金五十錢づつ恵まれ」(M13.8.5 読売②)，14年興農乗馬共進会社を三田育種場内に設立(M14.4.23 読売①)，三田で第一初会の競馬を14年5月21日に開催(M14.5.14 読売④)，19年旧育種場の所有地を寄付して通路を開設(M19.12.12 読売②)，20年芝区所得税調査委員に当選(M20.12.11 読売②)，20年東京博善会社を設立，理事を経て社長となった。同年日本麦酒醸造会社を設立し，社長に就任した。「夙に社会公共の事に資を擲ちて吝まず徳望家の名ある」(M19.12.12 読売②)との評もあった。31年では「牛豚料理店・いろは，所得税75.975円，営業税78円，電話新1170(商 M31, い甲, p208)，支店は第一～第十八支店(第四，第十一は欠番)(商 M31, い乙, p48)であった。東京市議としては市会で権勢を誇った「星享の幕下に在り」(M42.1.17 東朝④)，市議の青木庄太郎らと東京市街鉄道設立に奔走，33年東京湾築港調査局の常置委員(市議より選出)(M33.6.9 読売①)等をつとめた。

いろはが短期間に多店舗展開可能だったのは，資金力に物を言わせ，例えば「麴町隼町元鍋木牛肉店を買受」(M21.10.24 東朝)けて21年11月第十三支店として開業，36年7月下谷区山下町の「料理店がん鍋」(M37.6.30 東朝⑤)の店舗を1.1万円で買収しようと試みるなど，盛んに同業者店舗の買収・統合策も併用したからであろう。

25年11月10日「諸獣屠肉ノ販売其他畜産ニ関スルー一切ノ事業」を目的として東京市芝区三田四国町一番地にいろは合名会社が資本金10万円で設立された。(諸 M27, p144, 要 M30, p307)

先代は「府下各所へいろは四十八店を開業仕候間，不相替引立の程」(M20.1.28 読売④)と店名のいろはに因み，最終的に48店開設を第五支店(京橋区八丁堀仲町)開業広告で積極的な「牛肉卸小売飲食店」の大規模チェーン展開を予告し，「御便利御手軽と安直を専一に仕候」(M20.1.28

明治期東京ベイ・スパ・リゾートへの投資リスク

表－1 いろは合名会社の社員一覧（明治27年）

社長	木村莊平 東京博善社長、豊盛会社社長、東京売肉問屋組合頭取、東京家畜市場理事、東京本芝浦鮎泉専務、東京製革、東海水産各発起人ほか、
取締役	木村豊治
取締役	葉抱理十郎 芝区三田四国町2 木村莊平の「親戚」（葬儀広告 M39.4.29 東朝⑤）、明治17年芝浦屠場監理人に就任、いろは合名正社員を経て支配人として「二十四年間木村家を離れず…二代の莊平氏を扶け」（伝）た「木村翁が無二の股肱」（伝）、東京本芝浦鮎泉監査役
取締役	森田茂 いろは合資出資社員の森田とめ関係者か
取締役	木村莊蔵 先代の「長男莊蔵氏（三十歳）」（伝）、家督相続・襲名し「現代主人」（伝）。「青龍社」にゐる夭折した木村鹿之助の父親（風俗）
正社員	
	木村莊太 次男、作家の木村艸太
	木村莊六 「四男莊六（十七歳）」（伝）。「体格備はり…力士が懇望にて梅ヶ谷へ弟子入り」（M39.5.10 東朝⑥）、した雷部屋「木村山」、後に奇術師木村マリニー
	木村のふ 「次女のぶ子（二十歳）」（伝）、「信子」（宴）、稲垣あきの子（いろは）
	木村りん 「三女りん子（二十歳）」（伝）、「林子」（宴）
	岡本まさ 岡本政は長女・栄子（作家・木村曙）の母、後に「一ばん目の妻が死んだ機会に…東京での正妻に直され」（宴）先代「夫人まさ子」（伝）となった。いろは合資1,000円出資
	森田とめ いろは合資800円出資、森田茂の関係者か
	上林はや 上林信興などの「婿をとって上林姓を名乗っていた三人の妹たち」（宴）、「関西がた」（宴）の「父の妹」（宴）の一人か
	稲垣あき 莊十、清子らの母（いろは）、莊平に反抗、離別
	鈴木ふく 莊太の母（いろは）、莊八の「母方は鈴木」（風俗）
	石井けい
	豊田きよ 「父が本宅にして住んだ旅館にいたひとで、当時は一ばん父の寵がある」「おきよ」（宴）。「父の介抱を…一手に引き受けていたひとは…子供を残して、どこかへ片ずい」（宴）たのが、「後、映画監督に生いたった」（伝）「十男莊十二（五歳）」（伝）の母
	木村くま
	上林やす 「父の妹」（宴）の一人か
	阿辻とめ
	荒尾晋造
	上林信興 親戚総代（葬儀広告）、「父の故郷の伏見に残っている一二軒の親戚」（宴）の「長年打続いた茶道風流の家柄」（風俗）か
	山本幾次郎
	秋元森太郎
	早野金五郎

（資料）『日本全国諸会社役員録』商業興信所、明治27年、p144を基に、『木村莊平君伝』（伝）、『魔の宴』（宴）、『東京の風俗』（風俗）、『いろはの人びと』（いろは）、桜井徹『東京銀行会社明細録』厚生堂、明治21年12月、p68、122、高橋桂三郎編『東京横浜銀行会社役員及商館商店人名録』明治22年3月追補、東京新報社、p30等で補充

読売④）と店舗名に順次番号を付して開設した。同時に「各所の支店開業仕候に付、雇女十三才以上、二十二才迄にて五十名計り入用に付、若し御心当りも御座候はば御世話被下度、相応の手数料差出し可申」（M21.10.24 東朝④）と求人広告している。莊平はどうやら男性を支店長に登用することを相当に危険視していたようで、妙齢の女性ばかりを大量に幹部候補生として募集、「市内二十有余の支店は己が信ずる婦人をして支配せしめ、己は日々各支店を歴訪して業務を視…雇

女も決して温順の婦人少なく何れも一癖も二タ癖もあり、一筋縄で行かぬ手合が多いのであるが、氏は之を御する事に妙を得」(伝, p42～3) ていたとされる。莊八も「オヤヂは当時東京市内各区に牛肉店いろはの支店を設置するに当って、その主立った店々に、管理人の名実を以つて、婦人を置きました。これを『御新(ごしん)さん』といった。その一人がほくの生母です」(風俗, p265) と、子女の名前にも順次番号を付して増殖していった。かつての西武王国の支配者をも彷彿させるかのような、こうした先代の度を過ぎた家父長的行動は「暴露的な小新聞で私行上の非行を激しく非難攻撃された」(宴, p29) だけでなく、数多くの異母兄弟に囲まれ「こんな錯綜した正常でない家庭」に育った子女に「恥じが憤りになって…父の乱淫とも見えたほどの性的行為への反発的な感情」(宴, p28) を生んだ点でもかつての西武堤王朝との共通性を見て取れる。

26年6月23日「火葬一般ノ業」を目的に南葛飾郡亀戸村に東京博善株式会社が資本金30.5万円で設立され、社長に木村莊平、取締役伊東日規らが就任した。(諸 M27, p120)

27年3月「芝浦の鉾泉浴場 数年前芝浦に於て倭麻質斯及胃病に向つて効驗あるべき一の鉾泉脈を発見せし以来、同浦辺に一の浴場を建築せんと計画を凝し居る者ありしが、同区の木村莊平氏は昨冬以来専ら之に尽力し、目下同浦辺に七百余坪の空地あるを幸ひ、一の宏壮なる浴場を建築せんとて既に工事に取掛りたれば、多分七月頃には落成するならんといふ」(M27.3.9 読売②)

27年7～8月現在の『日本全国諸会社役員録』には東京芝浦鉾泉株式会社が「目下創立手続中、目的農商務省特許、鉾泉業、資本金十万円、発起人総代木村莊平」(諸 M27, p127) として記載されている。

27年9月「温泉浴場及旅館等ノ事業」を目的として東京本芝浦鉾泉株式会社が芝区本芝一丁目三十一番地に資本金2.5万円で設立され、払込13,500円、専務木村莊平、取締役中沢彦吉、山田忠兵衛¹⁸⁾であった。(諸 M28, p39)

八男・莊八は「羽田に穴守稲荷を作るとか、品川に鉾泉を掘り当て」(風俗, p264) たと回顧している。『木村莊平君伝』は芝浦鉾泉との因縁を次のように記載している。「芝浦は今は弦歌の巷となり、往昔の柳橋の繁華を此地に移した程の繁昌であるが、明治十一年…頃は四顧寂寥たる駅路の村落とも云ふべき所であったので、氏は此地を選定して屠畜市場を開設した…明治二十二年中芝浦の鉄道線路の敷地内に鉾泉の湧き出る事を発見した者があって、内務省衛生局に就て試験して貰った所、数回試験した結果成績が良いので発見人等は一の温泉場を設立んとしたが、種々の妨碍があつて目的を達する事が出来ずに居たが、漸く二十六年になって其筋の許可を得、発見人等は許可を得たものの出願以来数年を経た事として同志の内には鬼籍だ人もあり、新たに加わつた人も在て内端紛がして容易に実行が出来さうも無い。発見人等は困頓の余り只管〈莊平〉氏に加勢を求めて止まないのがあつた。乃で氏は事業其ものは人の健康を助くる有益なる事業であり、鉾泉湧出の場所は芝の中央にして海岸に接近せる風景明媚の所でもあり、旁々前途有望の地であるから快諾して多額の金円を出し、先づ発見人及関係者の紛議を解決し、中沢彦吉氏等と謀

て資本金十萬円で東京本芝浦鉾泉株式会社を組織し、温泉場を建設した。それより芝浦の名は一層都人士女の間に知らるるやうになり、後会社故あって氏の個人的事業となり、芝浜館、芝浦館となって経営さるるに至ったが、今日同地が斯く殷賑の市街となったのは、氏に負う所多しと言ふべしである」(伝, p40)

「東京本芝浦鉾泉浴場并旅館開業広告 開業は八月十二日より

…浴場は海岸に建築致し、極て涼く、市中より寒暖計十度以上低く、見晴しの絶景なる、鬱気を散じ、衛生にも宜しく、酷暑の候には頗る避暑に適し、御手輕を専一と致し候間、開業の当日より陸続御來車被成下度奉願候東京市芝区本芝一丁目三十二番地本芝浦鉾泉浴場芝浜館。八月十二日電話番号千八百九番」(M28.8.15 東朝⑥)

29年7月「芝区本芝一丁目の鉾泉浴場兼料理店芝浜館の主人木村莊平は隣地後藤伯の別荘を譲り受けて改造したる座敷の構造に不都合の場所ありて、其筋より更に改造の命令ありしを其俣打捨て置きし廉に依り、一昨日勾留三日に処せられたり」(M29.7.28 東朝④)

29年10月「本鉾泉芝浜館の義は昨年八月開業以来御客様方の御引立に預り、日増に繁栄仕候段、深く御礼奉申上候。然処是迄御來車の節、座敷等に差支御断り申上候事も数多有之、實に不本意の至に付、隣家後藤伯の別荘は風光と位地を撰み結構を尽されたる邸宅なるを以て強て之を譲受け、更に海面に添ふて一百余坪の建増をなし、別邸との連続を得、総客座敷五十二室に取広め、海岸連綿として二丁余の構造と相成、中には集会等に適する大広間も出来仕候。…上等浴場は是迄の二倍に取広め、湯壺は温度を高低二槽に分ち、女浴室は特別浴室に連り以前の二倍に構造し落成(中略)暑を避け…寒を避け海面より涼風徐に來り、庭に運動場を設け、生洲には澁刺たる魚類を養ふ…東京本芝浦鉾泉芝浜館」(M29.10.16 東朝⑥)

29年12月期では資本金5万円、払込1.9万円、旅館浴場2.9万円、借入金1.1万円、純益金2,086円、専務木村莊平、取締役山田忠兵衛、田島安太郎、監査役葉抱理十郎、株主28名であった。(要M30, p266)

30年8月「芝浦大花火 芝浜館広告。弊館儀開業日尚浅く万端整備不仕候得共、大方各位の御引立に依り日増に繁栄に趣き候段、謹て奉謝候。今時客座敷もいろは番号四十七の外、尚数ヶ所を有し、後藤伯別邸宅と共に連続使用致候得共、尚不足を感じ候様に出来仕候。就ては來る二十八日芝浦水神祭に付、海面に於て昼夜大花火(打上げ百数十本仕掛ヶ数十ヶ所)執行有之候に付、棧敷掛け出等取設け候間、賑々敷御來觀の程奉願上候

電話本局千八百九番 本芝浦鉾泉芝浜館」(M30.8.26 東朝⑦)

30年刊行の『東京新繁昌記』は市内「温泉には伊香保、磯部、塩原を引けるもの多けれど、芝浜館の如く、其付近鉄道線路に噴出する鉾泉を用ゆるものあり、目的は養生と滋養一挙兩得にあるなり」¹⁸⁾と、他の諸温泉との差異である自噴鉾泉を強調している。

30年12月「休業並に失礼御詫営業広告いろは木村莊平。弊店の内いろは四十八店…例年の通

り来る十日大鳥神社へ当時開業の各支店并に番外店及芝浜館等の雇男女過半数凡五百余名腕車にて莊平引連れ、参詣為致候に付、休業且神社に於て熊手を受、本店へ帰参の途中各店毎に店前を通行為致候に付、其道筋に於て平常愛顧を蒙り候御客様方へ失礼等の儀有之哉も難計候へ共、当日は特別の事と御見許被成下度…此段奉願上候」(M30.12.8 東朝⑧)と失礼の儀を事前に予告した上で「木村莊平は例年の通り一昨十日四十八各支店を休業せしめ、本芝浦の芝浜館を始め、各支店の番頭手代以下男女の雇ひ人百五十余名を引連れ、景気よく浅草千束村なる大鳥神社へ参詣に押出せしが、同家に取りては一年一度の晴れ日なるゆえ、若い衆達は印し絆纏に紺の股引、女中連は揃の双子ものに揃の手拭ひ皆一様の扮装をなし、人力車八十余両を列ね、一層景気を添」(M30.12.12 東朝⑤)えた。団結力を誇示する「いろは連」記念路上パレードを見咎めた堅物の「牛込署にては同行中なる異風異形の者共を見認めて不都合となし、巡查数名出張し捕押へ…流石の警官等も思はず噴笑す程」(M30.12.12 東朝⑤)の珍騒動は莊八も「店員全部が隊を組んで…練り込んだ」(風俗, p158)と記憶するほど全チェーン店員連帯感を鼓舞する意図からであろう。

31年1月の新聞広告に「鉾泉浴場、旅館の外料理店を開く。顧客各位の御勤めに依り従来の芝浜館に尚増築を為し、一方を以て料理店に充て、滋養衛生を専一とし、屋敷にも改修を施し以て婚礼宴会多人数集会等に速当ならしめ、一月一日より開店仕、衛生御料理芝浦館と称し、営業仕候に付、従来鉾泉浴場、旅館に加ひ、新たに料理店を増し、三業ここに併せ備はり候得ば、顧客各位の御便利此上なき義に御座候へば、殊に鉾泉の靈効は今や全国に知られ、函根熱海等と併称せらるるに至る。其構造の如きも総棟数十余棟、総間数一百よ個、建物延長二丁余にして、就中故後藤伯別荘は莊嚴にして幽静最も貴顕紳晋の宿泊に適し、共に正南海に面し、清爽の気常に室内に満ち、紅塵万丈の市内とは全く別天地に御座候へば何卒如旧御駕来臨の程伏而奉希上候敬白。本芝浦鉾泉浴場／旅館 芝浜館／衛生御料理 芝浦館 電話本局千八百九番」(M31.1.17 東朝⑦)

31年7月莊平は芝区白金志田町54.55の両番地に434坪の煉瓦造3階建の「大劇場を新設せんと…一昨日其筋へ出願に及び」(M31.7.13 東朝⑤)、起工より18ヵ月で落成させるとしていた。芝浦に鉾泉浴場、旅館、料理店の3点セットを完成させた勢いに乗り大劇場建設という大風呂敷をも広げたものであろうが、その後の消息は不明である。

32年8月の新聞広告に「本芝浦鉾泉は東京第一等勝景の地。芝浦の海岸波に沿ふて建設せられ、海を隔てて房総の峯巒に対し袖が浦辺、竹芝の浦曲目に見る限り、天然快潤の風光、紅塵万丈の市内とは全くの別天地たり。東京第一等鉾泉は無色清澄、玲瓏玉の如き十余箇所の浴場に湛へられ靈効神の如く、医治其効を奉せざるなし。

東京第一等日本風旅館、割烹、鉾泉浴場の三つを併せ、十余棟の棟を列ね、長さ二丁余、一百有余箇所の座敷ありて、大宴会に適する大広間数ヶ所を有し、すべて其結構清雅を極む。

東京第一等旅館にても練達せる料理人に依り膳部を調進す。故に市中有触れたる旅館にては夢

にだも見る能はざる美味佳肴を進膳に供す。而も所好に応じて調進すれば、如何様にも低廉なるを得べし。避暑納涼諸種の宴会には最高の勝区たり。本芝浦鉦泉・芝浜館・芝浦館 電話新橋千四十八番、千百十八番」(M32.8.2 東朝⑧)

34年7月の新聞広告(写真-3)には前述の短縮版として「都下第一 鉦泉浴場、旅館、割烹の三つを併せ、無色清澄玉の如き鉦泉は靈効神の如し。座敷一百余、其結構清雅を極む。袖が浦辺、竹芝の浦曲目に見る限り、天然快潤の風光を有す。芝浦鉦泉 本芝浦鉦泉浴場 旅館割烹芝浜館 電話新橋千〇四八」(M34.7.27 東朝⑧)



写真-3 芝浦鉦泉・芝浜館広告(明治34年7月27日東朝⑧)

34年9月発行の『東京名物志』には「芝浜館(同区本芝一丁目三二, 木村荘平, 電話新橋一〇四八, 同一一八八)。芝浦噴出の鉦泉を館内に導く。泉は清澄玉の如く、而して肺胃腸痲痺瘳斯等に効驗あり。芝浦の風光亦絶佳, 煩襟可滌, 病魔可驅」¹⁹⁾とある。また「いろは(芝区三田四国町, 木村荘平, 電話新橋一七〇)。支店四十八を設くるを期し, 已に十八に及ぶ廉直を特色とす」²⁰⁾と支店所在地を挙げる。

35年7月19日黒岩周六(黒岩涙香)は「惟一館主催, 芝浦鉦泉芝浜館に於ける親睦会に出席」²¹⁾している。

36年7月下谷区山下町の老舗「料理店がん鍋」の店舗を1.1万円で買収契約するも、話がこじれて登記が出来ず、双方で訴訟に発展した。(M37.6.30 東朝⑤) 荘八も「がん鍋を手に入れかねたという時分から、そろそろいろはもその『全盛』を下らうとしたもの」(風俗, p160)と記憶する。

37年12月「牛馬魚料理及販売業」を目的とするいろは合資会社が芝区本芝一丁目三十二番地

に資本金2万円で設立された。設立時に少なくともいろいろは13店舗（第1～20支店の中で第4, 5, 11, 14, 15, 17, 19各支店欠落）を継承した。無限責任社員の木村莊平が13,100円、無限責任社員の木村まさが1,000円、森田とめが800円、その他社員の12名が残りの5,100円（@425円）を出資した。（要M40, p134）

39年1月現在の東京本芝浦鋳泉株式会社は目的「鋳泉浴場及旅館割烹等ノ事業」、資本金5万円、払込20,500円、専務木村莊平、取締役山田忠兵衛、監査役葉抱理十郎（諸M39, 上, p96）であった。

39年4月27日午後2時半（M39.4.29 東朝⑤）莊平は東京府会議員「から衆議院へ出るとかの用意最中に、ぼくの満十三歳の時（明治三十九年）突然病の悪化で倒れ」（風俗, p265）、顎癌で急死した。享年66²²⁾

莊太は「二十八の私の兄も。三十三の私の母も。十八の私も。六十六の父を失った…死んだとき、三十人目の一つになる子を残して逝った父—は、この死を予期せず、あとの整理も、遺言もなんにもしらずに逝ってしまった」（宴, p39）と突然の急死を悔やんでいる。この結果、39年下半期の東京本芝浦鋳泉の役員は取締役山田忠兵衛、監査役葉抱理十郎の僅か2名であったが、取締役山田忠兵衛も40年11月鎌倉円覚寺での投身自殺し、山田が頭取の東京商工銀行は11月20日休業に追い込まれた。（M40.11 東経）おそらく、2名の役員中1名が死亡し、要件を欠いた時期に「後会社故あって氏の個人的事業となり、芝浜館、芝浦館となって経営さるるに至った」（伝, p40）ものと推定される。相続した長子（旧莊蔵）が就任しなかったのは、すでに事業を木村家に移管済みで実質的に休眠化していたためかもしれない。ただし、44年7月20日人事興信所が発行した『旅館要録』には「芝浦鋳泉株式会社 和風二階客間二十五、料理、貸席、旅館。A。社長木村莊平」²³⁾と法人名で記載されている。

4. 先代・木村莊平死亡後の芝浦というは

莊太の長兄の莊蔵（先代の死後、莊平を襲名）は「数年間実地の経験を為して二十二歳の時初めて深川支店の監理となり」（伝, p46）とあるが、「中学を終えると、肉切りから修行をして、ひとになるうちに、吉原通いをして、ある花魁と熱くなり…この花魁を家に入れ、一しょになって、深川門前仲町へんのあまり流行らない店をひところ預からされた」（宴, p32）という。31年「芝浜館に尚増築を為し…料理店に充て…一月一日より開店仕、衛生御料理芝浦館と称し、営業」（M31.1.17 東朝⑦）開始するなど、伝記では「翁は業務の拡張と共に芝浦館、芝浜館を拡張して、今は翁の手のみにて監督の困難なる所から、茲に莊蔵氏を芝浦に転ぜしめて支配人とはなした」（伝, p46）とあるが、「結婚してからも、父の覚えははじめはあんまりよくなかったらしく、この兄の引き入れた嫂の存在なんかは当座は無にひとしかつた。…そうして家での兄夫婦の地位もい

くらかよくなっていたと見え、深川から、父の住む芝浦の大きな旅館〈＝芝浜館〉と棟つづきで隣料理店〈＝芝浦館〉のほうに、移って住んでいた」(宴, p33)というのが実情であったらしい。39年6月26日「莊藏改, 木村莊平」(M39.6.26 東朝①)と襲名披露の広告を出した通り、「全部が全部父の資産で、父の亡いあと、長子としての相続権のあった兄以外、誰れにも財産上の保証のついているものがなかったのだから…全資産の相続を兄が済ませ、父の名も兄が襲った」(宴, p41)と全実権を掌握した。

39年4月父の死後、兄夫婦の支配下に置かれた芝浜館は表面的には以前より華やかさを増して、社会的存在をむしろ高めたかような錯覚を与えた。莊太は次のように経営の内情を打ち明けている。「兄たちの経営ぶり—というよりも、遊興ぶり—といったほうがよかったかもしれぬ—のせいで、芝浦の料理旅館の存在は、花柳界にも、演劇界にも顔が以前に増して売れるようになって、そのころ絵葉書の写真で知られた、品のいい赤坂の万龍や、婀娜な面ざしでこれと競った新橋の静江やの泊り込む湯治姿が見られたり、週末休暇に後藤新平の鼻眼鏡、顎鬚の顔が見えたりするようになって来ていた。満喜の母親がこれらをもてなす女将役を一手に引受けていて、兄夫婦はこんな客扱いから超然として遠のいて、勝手な遊芸三昧に日を送っていた」(宴, p111)

一般に経営者一族のステータス確立は旅館のランク・アップにも貢献する観光企業の広告・宣伝戦略の意味あいもあったかと考えられなくもないが、兄夫婦の度を越した遊芸三昧はどうやら「客扱いから超然として…勝手な」散財・遊興に過ぎなかったようである。

先代死亡直後の40年頃、襲名後の木村莊平は、牛肉料理兼鳥肉・いろは合資、所得税…、営業税41円(日韓上, p284)で、41年4月刊行の『木村莊平君伝』には計15店舗(第4, 5, 11, 14, 15の5店は欠落)であった。各店舗ごとに支払っていた営業税は[表-2]に掲げた。

判明した8店舗の営業税の合計は319.48円、うち浅草第九支店がトップで44.80円、2位の京橋第三支店が44.68円、3位が本郷第十二支店の41.2円、4位が三田四国町第一支店の41円、5位が牛込第十八支店の39.40円で、上位5店の小計211.08円で全体の66.1%を占めた。

いろは合資の第二、第八両支店(呉服町, 吉川町, 商M31, い乙, p48)が所在した日本橋区の牛鳥料理にいろはの名は見当たらない。(日韓上, p213)また第十三支店(隼町, 商M31, い乙, p48)が所在した麴町区の料理店(日韓上, p100)、および第十七支店(青山南町, 商M31, い乙, p48)が所在した赤坂区の料理店(日韓上, p297)にもいろはは見当たらないので、これらの各支店は支店数12(日韓上, p62)に含まれるが営業税が一定額以下のもの、または41年頃までに廃止された店舗かともみられる。40年3月刊行の『東京遊覧案内』には主な旅館一覧に、芝区「竹芝館 金杉新浜町一」「春月館 金杉新浜町一二」とともに「芝浜館 本芝一ノ三二」²⁴⁾が掲載されている。

莊太の『魔の宴』の中から芝浦館、芝浜館のその後の末路を窺うことにしよう。まず、先代死後の「いろは」チェーンの経営システム(同社では「総合家政」と呼ぶ)は「浅草、両国のをはじめ市内のいろんな区にある各支店の売り上げは、〈芝浦〉旅館の一部にあった事務所のほうに集

表-2 いろは各支店の所在地

番号	所在地	開店・閉店	電話	所得税	営業税
◎第一	芝区三田四国町一番地	14年ころ開店	新橋 1170		
○第二	日本橋区通一丁目12番地		本局 1037		
◎第三	京橋区采女町一番地		新橋 0931	…	44.68
▲第四*	芝区南佐久間町	25年までに譲渡			
▲第五*	京橋区八丁堀仲町	31～37年の間に譲渡			
◎第六	神田区連雀町18番地	20.1開店	本局 1038	…	37.6
○第七	深川区東森下町四番地	20.2開店	浪花 0457	…	38.30
○第八	日本橋区吉川町一番地	19年ころ開店	浪花 0458		売却
○第九	浅草区地方今戸町93番地		下谷 0459	…	44.80
◎第十	浅草区東仲町二番地(雷門)	43.2焼失, 45年譲渡	下谷 0460		
▲第十一*	神田区日影町	25.4焼失			
◎第十二	本郷区四丁目一番地	21.11開店	下谷 1039	…	41.20
○第十三	麹町区隼町29番地	21.11開店	番町 0762		
▲第十四*	浅草区馬道	21.11開店 25年時点で欠落			
▲第十五*	神田区美土代町	25年時点で欠落			
◎第十六	麻布区六本木町一番地		新橋 0673	…	32.50
▲第十七	赤坂区青山南町二丁目63番地		新橋 0997		
○第十八	牛込区通寺町一番地		番町 0108	…	39.40
▲第十九	芝区三田四国町一番地	31年時点で未開店	新橋 2193		
◎第二十	四谷区伝馬町二丁目五番地	31～37年に開店か	番町 0657		

(資料) 『木村莊平君伝』, p27～8, 『いろはの人びと』, p33, 41年時点の欠落店(*印)を23年1月広瀬光太郎編『東京飲食店独案内』, p20～21, M25.7.20東朝⑥広告, 商M31, い乙, p48等で補充, 営業税は日韓上, p129, 223, 256, 293, 310, 355, 392。○と◎印の13店は37年12月合資会社設立時に継承した13店舗, ▲印の13店は非継承(要M40, p135)。◎印の7店は明治44年末まで存続(諸M45上, p216)。

め, 肉とか, 酒とかの支払いをこの事務所のほうで一手にして, 米炭以下のその他の副次的な支払いや, 給料, 家族への手当などだけ支出を支店に任せるという建て前の計算になっていて, その肉, 酒の支払いは約手にして金融を計るというようなことをやっていた」(宴, p41)と説明されている。芝浦に置かれた「事務所」と称する“チェーン本部”が経理面を中央集権的に一元管理し, ごく一部の支出のみ支店に任せていた。「各牛肉店の利益は自身のみ利せずして, 如何なる使用人の末に至るまで分配して居た」(伝, p42)というのが建前ながら, 「店といっても, 預かって経営しているだけで, 子供の教育費から小遣いその他まで, 父から手当の形で支給される」(宴, p37)徹底した「家父長制」的管理システムであった。本部は全店の主要な原材料である「肉, 酒の支払いは約手にして金融を計る」という手形発行による資金調達面も一手に担っていた。

父の死後, 小説家への道を模索中の「私は兄の願いについ屈して, 家にとどまることになり,

両国の家から毎日、芝浦の家に通って、総合家政…の帳簿を見ることになった」(宴, p41)と荘太が淡々ながら実権を一手に握った兄を補佐して本部の経理面を専ら担当することになった。弟荘八は「兄キの木村荘太…当時総いろはの若旦那です」(風俗, p274)と回顧する。しかし先代が築き上げた多店舗展開の運営の要としての厳格な「総合家政」システムの最大の弱点が牛肉店とは異質の芝浦旅館部門の存在であった。もともといろは各牛肉店とは当初別法人でもあり、業種も規模も異なる旅館は本部の統制外のいわば治外法権的な立場に置かれていたのであろう。しかもいろはの本部が三田四国町から先代の住む芝浦へ移転し、それまでのいろは本店が「第一支店」に実質的に格下げされると、表面上は芝浦が「いろは」チェーンを統括する本部を兼ねるという妙な経営形態が採用された。この結果、荘太が「この料理旅館のほうの会計は、独立の特別会計になっていたから、まずそれが兄夫婦の自由に、いまではまったく帰したわけで、ここのいわゆる『奥』での生活様式も、実質主義で、見えをあまり重んじなかった父の時代とは様相がまるで変わった。嫂の好みで、万事が『それ者の上り』のように運ばれ、箆笥その他から家具が一新したのはもちろん、着るものは日本橋の松屋が、貴金属装身具は銀座の白牡丹が引き受けて、番頭が常住に出入りするようになった」(宴, p44)と、兄夫婦の贅沢三昧に特別会計の芝浦部門がまず食べ物にされて、先代が築いた堅固な総合家政システムが次第に揺らいで崩壊していく様子を回顧している。

5. いろはの衰微過程と農工貯蓄銀行による不当貸付事件

41年4月刊行の『木村荘平君伝』ではいろはの支店数は15(伝, p27)、41年7月刊行の『日韓商工人名録 上』では支店数12(日韓上, p62)、45年1月調査の『日本全国諸会社役員録』では支店数7(諸M45上, p216)とあり、41～44年に差引8支店も閉鎖されたことになる。以下、主に荘太の回想文の中からいろはの衰微過程を抽出してみよう。

「店の監理者の移動がそれにつれて行われることになって、浅草にいた父の本妻は芝三田の本店に、両国にいた私の母の一家はそのあとの浅草に、ということになって、両国の家が私たちのために空けられた」(宴, p105)と各牛肉店監理者の人事異動・住居移転の頻発が挙げられる。

荘八も「ぼくはその頃まだよく知りませんでした、かういふ移動は、『いろは』そのものの経済状態が年々傾きつゝあつた兆候に相違ありません。『いろは』はぼくが両国の店にいた頃が全盛で、後にぼくが三田の店から京橋に移つた頃は、日に増し衰微を極めました」(風俗, p272)と店の窮状を敏感に看取している。こうした「店の監理者の移動」は高値が付くドル箱の採算店を次々に売っては当座の資金繰りに充てざるをえないといういろはの窮状を内外に露呈するもので、従業員・幹部の経営意欲まで阻害する悪影響をもたらしたことは荘太の次の回想からもうかがえる。「その経営には兄はじめ気が乗っていなかったから、父の威令が行われていた時代のよ

うな収益は、もうこのほうでは見られていなかった。そして芝浦の家では、兄たちが向う見ずに、派手に、豪華に使う金高が大きいので、収益が相当にあっても支出に追いつかなくなって来た。…両国の家がまず…兄の異父弟-に売られて、その方の経営に移されることになった。…店の整理はこればかりでなく、それからも次ぎ次ぎみたいにやって行かねばやりきれなくなって、みな抵当になっているのを、売りよいから、その債権者に売って、その場の凌ぎをつけて行き行きするようになっていた。父の代以来、いわれたことを忠実に果して来た老支配人も、こうなってはやることに張り合いもなく、見込みのない尻拭いをやらされていただけだったようなもので…この老人も、このころになると老齢を理由に身を引いて、旅館の番頭からなった新規な支配人がそのあとに据わった」(宴, p111～113)

次の兄のエピソードは、いろはの極端な資金繰り繁忙と同族間での相互不信の深刻さを窺わせる。「三田の本店のほうにいた父の本妻が、このころ病んで、芝浦の家に引きとられて、兄夫婦の看護を受けて、死んで行った。その臨終の間際に、私はあわただしく兄に呼ばれた。行くと『…急いで、三田の本店へ行って、あすこの金庫のなかを探して見てくれないか…あり金を誰れか身内にとられるといけない。』といわれて、そうして私は走った。…身内のほうに、持ち金が行くかもしれないと、臨終の間際に探しに行かせるなんて、兄も金に詰まって来たものだと思った」(宴, p145)「この父の本妻が死ぬと、こんどは私が三田の家に行くことになった。そしてこんどはこの家がはじめて私の名義になったけれど、これは一面私が兄の負債の保証になって判をついたり、その他の借金や、融通をする便宜に、この店の資産が私に名目上分けてあることになるからなのだった」(宴, p146)とあり、対外的な信用の著しい低下により兄単独では金融を受けられず、莊太まで「兄の負債の保証」人として総動員され始めたことがわかる。経理担当の「私が、これまで寄与したのは、ただ兄夫婦の贅沢三昧を間接的に助けたばかりのようなもので…一家の資力をも、日ごとに傾けて行っているような結果にしかなっていなかった」(宴, p151)との深い反省から、ついに莊太は実家を出る決心を固める。新しい吉川支配人は、旅館に編集部を置いていた『新思潮』という莊太らの同人「雑誌の借金の残りも片をつけておきます。〈家を〉出る資金も入り用なら、多少のことはどうにかします。どうせ、拵らえれば、兄さんたちがパッパッと湯水のように使ってしまう金なんですもの。兄さんはいま、流行りだして来ている自動車が買いたくてたまらないんです。買う前に、先きに運転を習いに行っておくなんていっています」(宴, p152)と莊太の家出を極力後押しした。兄夫婦の贅沢を黙認する「口止め料」相当としてか、同族の莊太も同人雑誌経営という道楽に同じく社金を流用した疑惑がある。莊八も「莊太が…雑誌新思潮を通して…谷崎さん達と文学運動をやった」(風俗, p273)と証言する。

この時期には「私が飛び出すすこし前あたりも、そろそろ取り引き先などから、左り前になりかけている家政の内兜を見透かされて来ていて、約手を書き合う金融なんかの場あいに…」(宴, p158)とあり、「約手を書き合う金融」すなわち、現実の商取引を伴わない金融目的だけの「融

通手形」を仲間内と「書き合う」金融的破綻の最終段階にまで経営が追い詰められていたことが判明する。さらに荘太の突然の家出そのものも信用を供与した債権者側にとっては破綻を察知した「経理担当の同族重役の職場放棄・逃走」以外の何者でもなく、いろはの信用を決定的に失墜させた原因になったと推測される。当然ながら荘太の家出後も「私に見捨てた家の家運は、その後ますます思わしくなく、市内の兄の店では一ばんの金箱だった浅草の雷門の店²⁶ももう売って…」(宴, p206)とあり、ついに主力店舗まで手放した末期症状が語られている。

いろはの主力取引銀行の農工貯蓄銀行²⁶芝支店長が後年の公判で「木村荘平は三十九年四月先代の跡を享けたる以来、営業不振に陥り…結局九万三千三百余円の不渡手形を残した」(T2.9.20 東朝⑤)と申立てたように、大正3年9月時点の当主・荘平の住所は牛込区榎6に転居済み、正味身代未詳、収入未詳となっており、取引先の信用程度も「手形ノ不渡ヲ為シタルタメ東京交換所…ヨリ取引停止処分ヲ受ケ…明治四十四年十二月一日以後ニ属シ、現在取引停止中ノモノ」を示す記号「△Fa」²⁷が付されていた。振り出した大量の「融通手形」が決済できず、44年12月以降に不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた兄は「共謀者中ニハ詐欺金弁償ノ資力充分ナルモノアリ」²⁸との判断での銀行側による差押え等で全財産を喪失、住まいのあった芝浦からも追い出されて転居・転業を余儀なくされた顛末がうかがえる。

荘太と清子との会話として『「たあ兄さん、〈実家を〉出てよかったです。あれから、大きい兄さんと、吉川と、ちょっと未決に行っていたことご存じでしょう?』『ああ聞いている。銀行から不当貸付けを受けたことなんかで』…思い当たるのは、あのあとの支配人の吉川が雑誌の借金の始末をつけてくれたり、私に旅費を用立ててくれたりしたことだ。…いないほうがなお都合がよくなって、私の家出の尻押しをしたとも見られぬこともない。そうすれば、兄がまるで任せきりだったから、まるまるの自分ひとりで、仕事はさらにしよかったかもしれないのだ…未決監に、兄と行ったのも…私はへたをすればそんな事件の共犯容疑にもなりかねぬところを免れたわけだったのだ」(宴, p263～4)とあり、「不当貸付け」という言葉には甘い融資姿勢で行内規律も緩い農工貯蓄銀行との間の「融通手形」割引等に関し双方の関係者とも司法当局から厳しく追及された様子が窺える。これを裏付けるように後年「大相場師たることは三尺の童子も之を知る」²⁹として天下周知の勝負師に金を貸して今更詐欺とは何かと石井定七の弁護をしたことで著名な花井卓蔵も加わった公判では芝支店長らは「木村荘平より五円、十円、百円、二百円宛の贈金を受け、酒食の馳走」(T2.9.20 東朝⑤)も受けたにとどまらず、捜査の副産物として「同行員…も亦同じ手段にて〈同行〉書記を籠絡し空小切手を濫発して同支店に一万余円の負債を残したる事実」(T2.9.20 東朝⑤)まで派生して、弁護側から出された支店を指導する立場の「農工〈貯蓄銀行〉の常務取締役中山佐市の喚問」(T2.9.20 東朝⑤)も許可された。おそらく花井は石井事件と同様の論法で農工側の脇の甘さが事件を生む土壌であることを中山常務から引き出そうと試みたと推測される。

勘ぐれば経理担当の荘太は農工側と日々接して、こうした諸リスクを人一倍肌で感じて直前に逃亡したとも解される。また一族からそんな目で見られかねない際どく微妙な立場にあったともいえよう。支配人を相応の悪者に仕立てているような文脈は、雑誌の借金の件などに後ろめたさの残る彼自身の弁解・自己弁護なのかもしれない。

後年に荘太が親しい谷崎潤一郎へ向かって「…あれから兄きの家は悪くなって、みんなつぶれてしまったんだ。そして兄きは習っていた自動車の運転で身をすくすくすることにして…自動車屋になった」(宴, p332)と語った会話の中に、当主が一介の自動車屋にまで身を落したという栄華を極めた「いろは」チェーンの悲しい崩壊の結末が語り尽されている。

むすびにかえて

本稿で主な典拠とした木村荘太自身の回顧は兄夫婦の好き勝手な放漫経営を芝浜館等破綻の主因とするものであった。筆者としては当該経営に直接携わった内部者・近親者しか知り得ぬ極秘情報が多く含まれ、かつ後年の公判報道とも大筋で符合するなど、その信頼性はかなり高いものと判断して本稿で活用した。華やかな巨大リゾート施設の裏側に秘められた経営破綻の原因を財務面にまで立ち入って言及した希有な内部証言として、観光経営の領域にとどまらず金融史・経営史全般でみても相応の価値が認められよう。また当該破綻事件に関連して融資側の農工貯蓄銀行で支店長・支店幹部が軒並みに饗応され、かなりの金員もたびたび取賄っていた事実は数年後の同行破綻を予知させるものでもある。大正元年頃の大蔵省内部資料でも本件を同行「芝支店長外一名共謀シテ行金十七万一千百六十八円横領シタル事実発見シ目下予審中」⁹⁰と、芝支店長は被害者ではなく行金横領の「共謀」者と捉えて同行の監視を強めている。遊郭料理屋関係者との取引が多かった破綻行・日本積善銀行の事例⁹¹ではオーナーたる高倉の不正を知り得る支配人・幹部行員に口止め料相当の私利行為をその職位に応じて黙認していた風土がみとめられたが、こうした腐敗体質の伏在を本件の農工貯蓄の親銀行内の乱れ⁹²にも嗅ぎ取ることが出来よう。

ただし、そもそも小説に不可避な脚色に加えて、肉親であるが故に複雑な感情が織り込まれている可能性も高く、必ずしも客観的な経営分析であると見なすことは難しい。可能な限り荘太の実弟・八男木村荘八の回顧も併用したが、年齢と体験した職位の差が歴然としており、十分な補強とはならなかった。さらに別資料発掘によって上記の推論を補完できればよいが、訴訟記録の焼失⁹³など資料の限界から現時点ではこの程度にとどめざるを得ない。

純粹に海浜リゾートとしての芝浜館について、人事興信所は最高格付の「A」⁹⁴と評価するが、34年頃の案内書に「芝浜館 避暑の適地といふ吹聴に釣られて、一寸つと出掛けて見て、驚いたのはこの旅館である。室が不潔で、喰べ物がまづくて…勘定の割高なる、海水浴でなくて、全く怪水浴である」⁹⁵との酷評もある。当時の案内書の通弊として、協賛金を受領した施設を取

り上げて称賛しがちな傾向もある中で、この『東京横浜一週間案内』には珍しく観光施設の評判を多数掲載している。ただし、協賛金を拒否されたとか、政治家でもあった荘平と政敵の関係にあったが故のバイアスの可能性も否定し得ず、一概に当時の公平な世評だと断定はできまい。とはいえ一部にもせよ、同書に指摘されたような顧客サービスの欠落・不徹底が存在し、満足度の低下から次第に客離れを招いた可能性もあながち否定できないだろう。荘平が告白したような兄夫婦の経営不熱心と職務放棄が接客現場の士気低下を招いて同書指摘のような不評も回避できなくなり、さらに「天然快潤の風光、紅塵万丈の市内とは全くの別天地たり」(M32.8.2 東朝^⑧)と最大の売り物にしていた芝浦海岸の風光美までが明治末期に埋め立てで失われれば、その結果は自ずから明らかであろう。

木村荘平は芝浦鉱泉の末路について画家らしく、荘平とは全く別の視点から次のように視覚的に描いている。「芝浦館は海岸に汽車の通るにつれて開掘された沿線の、それも海の中に発見した鉱泉の湧出を鉄管で引いて、鉱泉浴を作り…家はあたかもゲンカンの横付けしたような形ちに、海に臨む石崖の上へ旅館の芝浜館とつづけて一の字に建て、石崖からすぐ濤の海面へ飛込んで、水泳、海水浴が出来た」^⑨。

「明治三十九年から大正元年にかけて…埋立がはじまると、それまでは眼下見はるかす水を満々とたたえて、汐風のそよそよした、いつもそこに若い日の吉右衛門や、落語家の円左、吉原の幫間の松廼家喜作などが来て寛いでいた海岸座敷(芝浜館)。それと同じ棟つづきの室には、これも若かった谷崎(潤一郎)さん達が雑誌新思潮の編集所をそこに置いていたところ、その細身に気取って出来ていたヒジ掛窓、すれすれになるまで、埋立地は、塵、芥、ブリキのカン、かけたセトモノ、ガラガラの石炭殻などを山と積み寄せて、風の代りに室内へザラザラの砂っぽりを吹き込み…勿論ショーバイの成り立とうはずはなく、あがったりを絵にかいたようなものとなった。『芝浦』はいっときなかなかの繁昌を見せた都南の『名所』であったものが、消えた花火同様雲散霧消して、今はそのレキシを知る人とてまれである」^⑩

注

(1) 本稿では木村艸太『魔の宴 前五十年文学生活の回想』(日本図書センター、1990年)を単に宴と略するように、新聞・雑誌・会社録及び類出資料は以下の略号を用いて、本文中に示した。

[新聞・雑誌] 東日…東京日日新聞、東朝…東京朝日新聞、読売…読売新聞、法律…法律新聞、保銀…保険銀行時報、内報…帝国興信所内報、東経…東京経済雑誌、B…銀行通信録、/[会社録] 諸…『日本全国諸会社役員録』商業興信所、紳…『日本紳士録』交詢社、商…鈴木喜八・関伊太郎編『日本全国商人名録』明治31年、日韓…『日韓商工人名録』実業興信所、明治42年、要…『銀行会社要録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、/[類出資料] 市史…『東京市史稿 市街篇第八十六』東京都公文書館、平成7年、宴…木村艸太『魔の宴-前五十年文学生活の回想』朝日新聞社、昭和25年(日本図

- 書センター, 平成2年復刻), 伝…松永敏太郎編『商界奇傑牛肉店王 木村莊平君伝』明治41年, 錦蘭社, 風俗…木村莊八『東京の風俗』毎日新聞社, 昭和24年(『木村莊八全集 第四巻』講談社, 昭和57年, 所収), いろは…北萩三郎『いろはの人びと』文化出版局, 昭和53年
- (2) 木村艸太(本名木村莊太)は木村莊平の「次男莊太(二十歳)」(伝, p44)として, 木村莊蔵と並んで父の葬儀広告(M39.4.29 東朝⑤)を出した。いろは名正社員(諸 M27, p144)
- (3) 東京市編『東京案内 下』明治40年, p89所収の写真で判然としない文字が, 木村莊八「東京繁盛記 40」(S30.8.19 読売⑥)の著者自身の「芝浦館」挿絵で判読できた。
- (4) 野田安, 野田みな編『東京自慢名物会』, 福田熊次郎, 明治29年10月
- (5) 朝鮮王族義和宮は李朝第二十六代徳寿宮李太王熙の王子。「義和宮ハ帰国ノ準備トシテ, 金貨借入…、別途小暮某ナル高利貸ヨリ金子円□ヲ入手シ, 先ツ其宿所芝浜館ノ宿料百八十八円ノ支払ヲ為シ…出発ハ頗ル秘密ニ付シ…支那鞆一個ト手提鞆位ノ軽装ニテ発程ノ由」(明治38年11月20日珍田外務次官宛警視総監関清英書簡「甲秘第三七七号 韓人ニ関スル件」外交資料館蔵, アジア歴史データベース)との記録がある。書簡の作成者は周布公平と安楽兼道(後の貴族院議員)であった。安楽は巡査から累進し警視総監にまで上り詰めた人物として知られる。
- (6) 拙稿「海浜リゾートの創設と観光資本家—東京ベイ臨海型テーマパークの魁・三田浜楽園を中心に—」, 「嵯峨・嵐山の観光先駆者—風間八左衛門と小林吉明らによる嵐山温泉・嵯峨遊園両社を中心に—」, 「企業勃興期における京都観光資本家の目論見と違算—料亭・嵐山三軒家株式会社の発起を中心に—」, 「明治期近郊リゾート経営のリスクと観光資本家—墨東・向島の鉱泉宿・有馬温泉と遊園・花月華壇の興亡を中心に—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第7, 10号, 11号, 12号, 平成21年3月, 22年10月, 23年3月, 23年10月参照。
- (7) 『日本浴場史』全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会, 昭和47年, p491
- (8) 石井研堂『増補改訂 明治事物起原 下巻』春陽堂, 昭和19年, p1227
- (9) 尾崎富五編『商業取組表』明治12年, 13丁
- (10) 梅亭金鷲『東京漫遊独案内』明治22年, p46
- (11) 福羽美静(淀橋町大字角筈)は国学者, 神祇官を経て子爵, 貴族院議員(紳 M31, p407), 明治30年3月神田三崎町での蓮門教会遥拝式の推進者(M30.3.20 東朝⑤)で, 木村莊平も当初は名誉幹事(M30.3.17 東朝③)として運営に関与するも「奉行会事件」で紛糾。
- (12) 『日本全国商工人名録』明治25年, p187
- (13)(19)20 松本順吉編『東京名物志』明治34年, p290, 292, 302
- (14) 『風俗画報臨時増刊 新撰東京名所図会』第32編, 明治34年11月30日, p74
- (15) 武藤沢一『東京近郊遊覧案内』明治45年5月, p79
- (16) 中沢彦吉(京橋区南新堀1丁目4番地)は酒類醬油問屋・奴利屋, 八十四銀行頭取, 京橋銀行頭取(商 M31 い乙, p5), 興業貯蓄銀行頭取, 六十三銀行, 東京建物, 信越石油各取締役, 東京火災保険, 帝国海

明治期東京ベイ・スパ・リゾートへの投資リスク

- 上保険、総武鉄道、長門無煙炭硯各監査役、紅葉館代表社員、上菱醤油相談役（要 M34, 役 p218）、東京市会で木村莊平、江崎礼二らと「市会倶楽部」（M36.5.20 読売⑤）派を結成した同志の市議、東京市会議長。『木村莊平君伝』に自筆の序を寄せ、「亡友木村莊平君…余君ト交遊浅カラス、又君ノ才識胆略ヲ慕フ者」（伝、序）
- (17) 山田忠兵衛（芝区高輪車町 81）は米穀商、芝区議、芝区所得税調査委員。明辰銀行頭取（「会社異動調」明治 22 年東京府農商課文書、617.C7.2）、（榎愛宕館館長（諸 M28, p36）、「芝浦の沼地私下」（M40.11.22 東朝）で「山田氏等の資産も俄かに増して大分限となり、爾來芝浦鉦泉会社、芝浜館、三田銀行、愛宕館等の創立に尽力し」（M40.11.22 東朝）、「三十三年東京商工銀行を創立し、爾來引続き頭取の地位に在り、芝区に於ける元老」（M40.11.22 東朝）とされたが、40 年 11 月 12 日「頭取山田忠兵衛氏逃亡の結果」（M41.1B）、自殺説が流布し、6 月にも取付にあった東京商工銀行（M40.7B、小沢福三郎『株界五十年史』昭和 8 年、春陽堂、p82～3）は明治 40 年 11 月 20 日休業に追い込まれた。（M40.11 東経）山田忠兵衛は後に鎌倉円覚寺での投身自殺が判明した。（M41.1B）
- (18) 金子佐平編『東京新繁昌記 中篇』明治 30 年、p147
- (21) 伊藤秀雄『黒岩涙香伝』国文社、昭和 52 年、p289
- (22) 大植四郎編『明治過去帳物故人名辞典』東京美術、平成 3 年、p986
- (23)34 『旅館要録』人事興信所、明治 44 年、p11
- (24) 東京市編『東京遊覧案内』博文館、明治 40 年、p17
- (25) 最後まで存続していた浅草区東仲町の「第十支店」は浅草広小路（雷門通り）に面した角地という好立地であったが、43 年 2 月 28 日「東仲町一牛肉店番外いろは事池田惣次郎方の裏手台所の残火より発火した」（M43.3.1 東朝⑤）浅草広小路の大火で「北隣なる本店のいろは第十支店」（M43.3.1 東朝⑤）も全焼した。
- (26) 「中等下級の商人企業者の間に於ける勢や頗る大なるものあり」（長坂金雄編『大日本銀行会社沿革史』東都通信社、大正 8 年、p36）と評された農工貯蓄銀行の頭取中山佐市は親銀行たる東京府農工銀行トップとして「屢々頗る付きの大迷惑を為し、市場『中山筋』又は『農工筋』として喧伝せられ」「財界の星享」（遠間平一郎『財界一百人』明治 45 年、p173）とまで称された怪物である。農工貯蓄は横浜倉庫株を買占めた蔵内次郎作に巨額貸付を行って焦付き大正 9 年 9 月臨時休業した。（大正 9 年 11 月『日銀調査月報』『日本金融史資料 明治大正編』第 21 巻、日本銀行、昭和 34 年、p144 所収）
- (27) 『商工信用録』東京興信所、大正 3 年、p464
- (28)30 『銀行事故調・全』駒沢大学『経済学論集』第 6 巻臨時号、1976 年 3 月、p72
- (29) 花井卓蔵述『石井定七被告事件に就て』花本福次郎、大正 15 年、p51
- (31) 日本積善銀行は拙稿「『ハイリスク選好型』銀行ビジネスモデルの掉尾」『金融ビジネスモデルの変遷—明治から高度成長まで—』第 5 章、日本経済評論社、平成 22 年 9 月、p135～167
- (32) 大正 6 年 7 月大蔵省は少なくとも数十万円の不当利得を得ていた東京府農工銀行重役の行動に不審を抱

き、宴会開催等過大な経費支出、行員賞与金の一部を遊興費に使用など10項目の質問書を発した。

(T6.8.20B)

③3 いろは事件の弁護をした花井弁護士は「之を纏めて訴訟簿と題し、いろは別の人名で索引するやうにし、分って百巻と為し、参考にとって置いたが、震災の時、灰になった」(S3.1.5 法律)と語った。

③5 『東京横浜一週間案内』明治34年、p83。引用中の「…」は省略

③6③7 木村莊八「東京繁盛記40」(S30.8.19 読売⑥)、木村莊八『東京繁昌記』昭和33年、演劇出版社、『木村莊八全集 第四巻風俗 (一)』昭和57年、講談社、p272～3所収